

学校において予防すべき感染症の出席停止について

校長は、感染症に関して、主治医・学校医の意見をもとに、状況等に応じて出席停止の措置を決め、指示をすることとなっています。感染症の流行を予防することは、集団生活の場として望ましい学校環境を維持するために非常に重要です。

感染症にり患した場合は、ただちに学校にお知らせください。また、感染症が治癒した際は、登校する前にもう一度医師にかかり、医師から学校への登校許可を受けるようにしてください。その場合、医師から「治癒証明書」等の登校の許可が確認できる書類を記入してもらい提出するようにしてください。

学校において予防すべき感染症と出席停止の期間

(学校保健安全法施行規則第18条、第19条)

第1種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る) 治癒するまで。

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症とみなす。

第2種

インフルエンザ(インフルエンザ様疾患)(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) 解熱した後2日を経過するまで

百日咳 特有のせきが消失するまで

麻疹(はしか) 解熱した後3日を経過するまで

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 耳下腺の腫脹が消失するまで

風しん(三日ばしか) 発しんが消失するまで

水痘(みずぼうそう) すべての発しんが痂皮化するまで

咽頭結膜熱(プール熱) 主要症状が消退した後2日を経過するまで

結核 病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

【参考】(学校保健安全法第19条)

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めることにより、出席を停止させることができる。